

令和3年1月8日

## 令和3年1月緊急事態宣言等に伴うクラブの運営について

(一社) 日本フィットネス産業協会  
会長 吉田 正昭

緊急事態宣言が発出され各自治体の取り組みが発表されました。

昨年のような営業休止要請はなかったものの、自治体により首長による営業時間短縮要請の対象になっています。この要請は今回、協力の呼びかけ・働きかけ、という表現になっています。当業界は健康インフラとして「不要な出掛け先ではない」というアピールを続けて参りました。千葉県公表文のように「健康維持のための運動も（不要不急の外出に）該当しません」と明示する例もあります。

一方、地域社会で責任ある一員であるためには、可能な範囲での協力を行うこともやむを得ない側面もあります。

一都三県の全生活者に対して20時以降の外出自粛が呼びかけられている点、フィットネスのみならず、人が集まるとされる広範囲な施設・店舗・催事に対する依頼である点、などを考慮し、会員や広く世論の理解を得られるよう、以下をご参考に各社にてご判断頂けますようお願い申し上げます。

### ①営業時間短縮

強制力を伴わない「事業者への働きかけ」であることに鑑み、20時までを基本としつつ地元自治体の方針に基づいた各社ご判断による時間設定も検討可能であると考えます。

### ②県をまたいだ移動自粛要請がある場合

地元自治体の要請に従う（会員であっても県境越え来館を見合わせて頂く）ことを基本にご判断ください。（GL7ページカコミ参照）

### ③クラブイベントの可否

GL7ページ②準拠であれば、クラブ閉鎖以外の状況では必ずしも中止判断とはなりません。人流の阻止が目的となっていることから、社会環境を考慮し時短要請期間にあつては各自治体の方針に沿ってご判断下さい。

### ④スクールの扱い

学校休業の措置が発せられた場合はスクールを休止する。（GL7ページ①）学校休業は行われないとされていますが、各自治体の方針に沿ってご判断ください。

フィットネスは地域の健康づくりのインフラであり、その役割を止めることは健康社会に於ける重大な損失となります。F I A加盟各社に於かれましては、今だからこそ感染拡大を防止するためのガイドライン遵守をより強化して施設の運営継続にあたっていただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

F I Aといたしましても、フィットネス施設が国の健康施策を支える重要な役割であることを関係方面に対し、引き続き強く求めてまいります。

以上